

コミュニティバス運行事業者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 本要領は、コミュニティバスの運行事業者を選定するため、コミュニティバス運行事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 路線バスの退出に伴う、交通不便地域等への対応として、「バス交通に係る基本方針」に基づき、市民の身近な足を確保するためコミュニティバス運行に係る事業者を選定することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 コミュニティバス運行业務委託指名プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第6条に基づく契約予定者の特定に関すること。
- 二 実施要領第7条に基づく非特定理由の説明に関すること

(組織等)

第4条 審査会は、会長、副会長及び審査委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市部長をもって充てる。
- 3 副会長は、交通政策課長をもって充てる。
- 4 審査委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第5条 審査会は、会長が必要と認めた場合、会長が招集する。

(委員会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、都市局都市部交通政策課において行う。

(その他)

第7条 ここに定めのないもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年5月30日から施行する。

この要領は、平成25年5月23日から施行する。

